

長崎国際大学学術機関リポジトリ規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(リポジトリの定義)

第2条 リポジトリとは、長崎国際大学における教育研究活動において生産された成果物を収集し、電子化により恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することで広く学術情報基盤の充実を図り、社会に貢献するシステムのことをいう。

(構築)

第3条 構築は、国立情報学研究所が開発し提供する、共用リポジトリシステム「JAIRO Cloud」を利用して行うものとする。

(管理と運用)

第4条 管理と運用は、長崎国際大学研究センター委員会（以下「委員会」という。）の承認の下、長崎国際大学図書館が行う。

(運用指針)

第5条 運用指針については、委員会において別に定める。

(事務)

第6条 この規程の事務は、図書課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て全学教授会に諮り学長が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。